

《判例研究》

心神喪失者が起こした殺人事件と 父親の監督義務

田 口 文 夫

福岡高裁平成18年10月19日判決—控訴棄却・確定

(平18(ネ)第401号、損害賠償請求控訴事件)

判タ1241号131頁

【事案の概要】

Aは、昭和56年にY夫妻（以下、「Yら」という）の長男として生まれたが、性格はおとなしくて暴力等の問題行動は見られず、本件事件に至るまで精神科等への入通院はなく、また、Aの親族で統合失調症に罹患した者もいなかった。平成10年に高校を自主退学後は、横浜市内にあるボクシングジムの寮に住み込み、昼はアルバイトをし、夜はボクシングジムに通う生活をしてきた。その後、アルバイトは転々としたが、同13年にワンルームマンションに引っ越し、ボクシングのプロテストにも合格した。Aは、同14年の元旦から6日間ほど佐世保市内の実家に帰省したが、やや元気がない様子であったため、父親Yが生活状況等を尋ねると、「大丈夫、大丈夫」と答えるなどした。

同年2月20日、Aは、同人が住んでいたマンション内の他室のドアを叩いたり、駆けつけた警察官に殴りかかろうとしたため、警察署に保護された。Yらは、Aの身柄を引き受け、いったんマンションに送り届けた上で、実家に戻るよう説得したが、Aはこれに応じなかった。その後、Yらは、連日のようにAの携帯電話に電話したが、Aが応答したのは当初の2～3回だけだった。

同年3月3日、再びAは、他室のチャイムを鳴らしたりドアを叩いたりしたため、警察に通報された。Aは、駆けつけた警察官に対して意味不明な言動を繰り返したため、警察官がAの居室内を確認すると、米が山のようにこぼれ、

衣類等が散乱し、窓ガラスに椅子が突き刺さってぶら下がっている状況であったことから、警察官はAを保護した。その際、警察官は、Aの様子から差し迫った自傷他害のおそれがあったこと、Aが暴れることなく素直に対応していたこと、及び、Yらによる身柄引取りが決まっていたことから、“精神保健福祉法24条所定の警察官による都道府県知事への通報”はしなかった。Yらは、警察からAを実家に連れ戻し受診させるよう勧められたため、Aをそのまま実家に連れ戻した。

その後、同月3日から7日までのAの様子は、外出は数回だけで、もっぱら自宅内でゴロゴロして過ごすというものであった。この間、Aは、家族に対し怒鳴ったり暴力を振るったりすることはなかったが、首をうなだれてふさぎ込んだ後に突然笑い出したり、ブツブツ独り言を言い出したり、無音でテレビを見たり、画面に何も映っていない状態でテレビをジューッと見たり、また、Yが気遣って声をかけると、「頭がおかしくなりよる」、「頭が痛い」、「夜に寝れない」などと口走ったりした。Yらは、同月4日から7日まで、交通事故に遇った親戚の見舞いや葬儀等で忙殺されたため、留守中のAの世話をAの弟Cに頼みはしたものの、Aを精神科に受診させたり監視することはしなかった。

かくして、Aは、Cが外出中の同月7日午後1時ころ、自宅の飼い犬を殺した上、自宅から約20メートル離れたX宅において飼い犬を殺し、かつ、X夫妻の娘B（既婚）を包丁やハサミで刺すなどして殺害する本件事件に及んだ。Aは、逮捕後の精神鑑定により心神喪失状態にあったと鑑定され、責任無能力を理由に不起訴処分とされた。そこで、Bの夫と両親であるXらは、Yに対して損害賠償を請求した。

原審（長崎地佐世保支判平成18年3月29日判タ1241号133頁）は、Aが異常行動により2度も警察に保護されたこと、Aのマンション自室がガラスが割れるなど荒れ放題であったこと、及び、実家に戻った後のAの様子も精神障害が強く疑われる言動が見られたことから、Yは、民法714条所定の法定監督義務者または代理監督者に準ずる地位にある者として、他害防止のためAを保護監督することが不可欠な状況にあることを予見していたか、予見することができたにもかかわらず、その監督義務の履行を怠ったとして、Yに対して合計7,374万円余の損害賠償を命じた。

【判 旨】

本判決は、「Xらの本訴請求は、原審が認容した限度で理由があるものと判断する」として、原審判決の理由中のかんりの部分を引用している—以下の(1)～(3)—。

(1) 平成11年の精神保健福祉法の改正により、同法の「保護者」の負うべき一般的義務から自傷他害防止義務が削除された趣旨なども考慮すれば、Yに対し民法714条の法定監督義務者等に準じて法的責任を問うためには、「①監督者とされる者が精神障害者との関係で家族の統率者たるべき立場及び続柄であることのほか、②監督者とされる者が現実に行使し得る権威と勢力を持ち、保護監督を行える可能性があること、③精神障害者の病状が他人に害を与える危険性があるものであるため、保護監督すべき具体的必要性があり、かつ、その必要性を認識し得たことが必要であると解すべきである。」

(2) 本件において、「Yらは、Aの統率者たる地位にあり(上記①)、Aの保護監督について、現実に行使し得る権威と勢力を持っていた(上記②)ということができ」、また、「民法714条が定める監督責任は、保護すべき被監督者が他害行為を行うことを一般的に防止することを求めるものであるから、監督者には具体的な加害行為それ自体(本件でいえば殺人行為)についての過失を必要とせず、他害行為全般を防止するための被監督者への監督を怠った過失をもって足りるものと解すべきである。したがって、上記③における『他人に害を与える危険性』についても、具体的な他害行為についてまでの予見可能性を必要とするものではなく、何らかの他害行為に及ぶことについての予見可能性があれば足りるものと解される」ところ、「Yらは、Aの異常行動が他者に向けられる可能性があり、その際には他者に何らかの危害を及ぼす可能性があるということを予見していたか、十分予見することができたかとみるのが相当であり、「以上によれば、Yらには、監督義務を肯定するための上記①ないし③の事情があるというべきであるから、Aに対して民法714条所定の法定監督義務者又は代理監督者に準じる地位にあるものとして監督義務を負うと解すべきである。」

(3) Yらが監督義務を尽くしたかについては、「確かに、本件においては、YらがAを連れ帰った翌日の3月4日には、親戚が交通事故で危篤状態となり、3月5日には死亡し、3月6日には通夜が営まれ、3月7日(本件事件当

日)には葬儀が行われたという一連の出来事があり、見舞いや葬儀等への参列のため、Aの精神科受診や監視が後回しになったという事情があったことは、理解できないわけではない」が、「Yらは、Aの精神科受診や監視を後回しにすることは許されなかったというべきであって、……Yらが監督義務を履行したというためには、直ちにAに精神科を受診させた上、医師の指示に従うか、それが直ちにできないのであれば、少なくともAから目を離さず、その行動を継続的に監視することが必要であったというべきである。……しかるに、Yらは、Aに精神科を受診させるのを怠り、かつ、自らは葬儀に出席するために、また、Cには所用があるとして、Aを自宅にひとりにしたというのであるから、上記監督義務を尽くしたとはいえないのであって、監督義務の懈怠がなかったとのYらの主張は、採用することができない。」

(4) Yは、警察がAを保護した際に県知事に対する報告をしなかったのは切迫した危険性を感じ取っていなかったからであり、また、事件発生前の4日間はAに他害行為の危険性を感じさせる行動がなかったことから、YにはAが他害行為に及ぶことにつき予見可能性がなかった等を主張するが、「Aを引き取って自宅に連れ帰った後も、Aは突発的な異常行動に出る危険性が継続する状態にあったものというべきところ、このことは、Yも認識し得たものと認められること、……警察がAについて県知事に対する通報をするなどしていなかったとしても、そのことをもって、YのXらに対する責任を否定すべきものと解する余地はない。」

【研究】

I はじめに

本判決は、統合失調症（精神分裂病から改称）に罹患していた者（事件当時20歳）が起こした殺人事件について、その父親に民法714条の監督者責任が問われた事案に関する。

ところで、精神保健福祉法は、平成11年の改正に際し、それまで精神障害者の保護者に課されていた「自傷他害防止監督義務」を削除したが（同法22条1項参照）、本判決は、右改正後に民法714条の監督者責任が問われた最初の裁判例になる。したがって、本判決については、本件事案処理の具体的妥当性と共に、一般論として、①そもそも、「自傷他害防止監督義務」削除後の保護者の

責任をどのようにとらえるべきか、及び、②それを前提にした上で、精神保健福祉法上の保護者とされた近親者は民法上の監督者責任を問われるのか、問われるとすればどのような場合か、また一本判決の直接の争点でもあるが一保護者ではない近親者（事実上の監督者）についてはどうか、が論点となろう。

そこでまず、「自傷他害防止監督義務」削除前の裁判例ではあるが、本件と同様に、精神障害者による死傷事件について親の監督者責任が問われた従来の裁判例を概観することしよう。

Ⅱ 従来の裁判例にみる「保護者または事実上の監督者」の民法714条責任

1 裁判例

精神障害者による死傷事件につき民法714条に基づく親の監督者責任が問われた従来の裁判例として、以下の5件が挙げられる。結論として、(i)・(ii)・(v)は親の責任を肯定し、(iii)・(iv)は否定している（なお、精神保健（福祉）法は、精神衛生法（昭25，法123）として制定されたが、その後の大改正で精神保健法（昭62，法98）と改名され、また平成5年改正で同法20条の保護義務者が保護者に改められて今日に至っているため、以下の裁判例においても上記旧称が使用されているが、ここでは、そのまま引用してある）。

(i) **高知地判昭和47年10月13日**（下民23巻9-12号551頁） 精神分裂病患者A（23歳）による殺人事件につき、父親Yの監督者責任が問われたもの。裁判所は、Aが精神分裂病のために3回入退院をくり返した後も通院加療中で、その間YがAを扶養していたという事実から、「Aの右凶行は、心神喪失の間に行われたものであり、その当時、YはAを監督すべき法定の義務者と同一視すべき地位にあった」とした上で、「Aは、社会的寛解の状態で退院し、いつまた発病するかも知れない危険を包蔵し、一旦発病した場合には、あるいは凶暴な行為に出るおそれがあるということは、……容易に予測することができ、しかも本件凶行の日の前日の朝には発病の前兆である不眠を訴え、かつ、僅か金3000円しか持たないで出かけたまま帰宅しなかったのであるから、Yとしては、単にAの友人宅に聞き合わせたり、Aの自殺をおそれてその旨警察に連絡をとるに止まらず、当然、発病のおそれがあること、および、その際凶暴になるおそれがあることにも思慮をめぐらせ、これを前提とする警察への依頼、自ら捜索に当ることなど、さらに積極的に出て、無残な結果の発生を防止するこ

とにつとめるべきであった」], とする。

(ii) **福岡地判昭和57年3月12日** (判時1061号85頁) 精神分裂病者A(31歳)による殺人事件につき、父親Yの監督者責任が問われたもの(なお、国・県・町及び町長も一改正前の精神衛生法2条・21条の義務違反を理由に一被告とされたが、責任は否定されている)。裁判所は、精神衛生法上の保護義務者に選任された者は民法714条1項の法定監督義務者に該当するが、責任無能力者を事実上世話している者が右選任手続を経ていない場合に同条の適用が全面的に排斥されるとすれば、「同法第709条の成否のみを問題とせざるを得ない関係上、誠実に右選任手続を履践した者が、これを不当に怠った者よりも過失及び因果関係の存否について重い立証責任を課されるという不公平が生じる」から、社会通念上法定監督義務者と同視しうる程度の実質を備え、かつ、もし選任手続がなされれば保護義務者として選任されるであろう事実上の監督者は、同法714条2項の代理監督者として、同条1項の法定監督義務者と同一の責任を負うものと解するのが相当である(本件でのYも代理監督者に該当する)とした上で、Yは、Aが激情しやすい性格で以前も粗暴な症状を示していたことから、再退院後に発病して凶暴な行為に出るおそれを容易に予測しえたとし、また、本件事件直前にAが奇声を発して走り回るといふ異常行動を示した時点で、病院に連絡してAを入院させるか、町に保護申請手続をして適切な保護措置の発動を求めていけば、本件事件の発生を防止しえたのであり、Yがそうした方策を講じることは十分可能であった、とする。

(iii) **最判昭和58年2月24日** (判時1076号58頁) 心神喪失の状況にあった精神障害者A(37歳)による傷害事件につき、両親Yら(父は76歳で全盲。母は65歳で日雇労働者)の監督者責任が問われたもの。1審(神戸地尼崎支判昭和56年1月26日)は、Yらは事実上の監督者として、Aを病院に収容する等の適切な処置をとることが可能であったから、民法714条2項の責任を免れないとしたが、原審(大阪高判昭和56年8月28日)は、①精神障害者の処遇は未成年者の処遇とは異なる困難が伴うこと、②Aはフォークリフト運転手の経歴を有する37歳の壮年であるのに対し、Yらは老齢で、日雇仕事をする状況にあったこと、③Aには付近住民に不安を与える異常行動は見られたものの、差し迫った危険はなかったこと、及び、④Aから暴力を受けていたYらは、Aの処置につき警察等に相談しており、保護義務者になることを回避していたとはい

えないことを考慮し、Yらに対して法定監督義務者またはこれに準ずべき者(事実上の監督者)としての責任を問うことはできない、とした。最高裁は、原審の認定事実に照らし、「原審の判断は、正当として是認することができる、とした。

(iv) **東京地判昭和61年9月10日** (判時1242号63頁) 精神分裂病者A(25歳)による殺人事件につき、両親Yらの監督者責任が問われたもの。裁判所は、ある者が精神衛生法上の精神障害者であるかどうかは専門医学的な判断を経てはじめて判明するから、同法上の保護義務者としての義務も医師による右判定以前に発生するものではないとしつつ、Yらが、実父母としてAを事実上保護監督すべき地位にあることにより、社会的にみて右保護義務者に準ずる者として民法714条2項の責任を負うべきかがなお問題となるが、「この場合、……扶養義務者であることから直ちに右監督義務が認められるのではなく、少なくともYらが、Aが精神病に罹患していることを知りながら、病院に入院させる等の適切な措置をとらず放置したという事情、あるいは右罹患の事実及びAの行動に本件犯行を犯すようなさし迫った危険があることをきわめて容易に認識しえたという事情が存することが必要である」とした上で、本件事件以前のAには日常生活上とくに著しく異常な行動は見られず、YらがAの精神分裂病に気づかなかつたのはやむをえないことだったから、Yらに事実上の監督者として同条2項の責任を問うことはできない、とする。

(v) **仙台地判平成10年11月30日** (判時1674号106頁) 被害妄想等の症状のある精神分裂病者Aによる殺人事件につき、父親Y(精神保健法20条の保護者として選任されていた)の監督者責任が問われたもの。裁判所は、精神保健法上の保護者が負う民法714条の監督義務の範囲については、内在的な制約(精神障害者との意志疎通の困難さ、監督義務者の精神的負担の大きさ、精神障害の存否・程度の判定の困難さ)に加えて、社会的な環境(わが国の精神医療ないし精神医療行政の実情、精神障害ないし精神障害者に対する誤った認識や偏見の存在等)による限界があることを指摘しつつも、「保護者は、……精神障害者の自傷他害の危険を防止するため必要な措置を模索し、できる限りの措置をとるよう努力することは可能であり、保護者は、最低限、右のような努力をする義務を負っている」とした上で、本件の事実経緯(本件事件の2年7ヶ月前のAによる亡Bへの殴打、その後の本件被害者Cへの嫌がらせ、本件

事件の1年11ヵ月前に医療保護入院し、ほどなく通院治療を条件に退院したものの、2ヵ月通院しただけで以後は治療を受けておらず、本件事件1年1ヵ月前には再びCに対する嫌がらせを始め、ついには本件事件に至ったこと)に照らすと、Yはこの間、「およそAの精神障害について正しい理解をしていたとはいえず、事態の重大性、緊急性を殆ど認識していなかった」ために、「警察、保健所、病院を始め、いかなる関係機関にも相談すらしていなかったのであるから、……Aの監督義務を尽くしていたとは到底認められない」、とする。

2 裁判例の分析

前述したように、上記の裁判例はいずれも、保護者の「自傷他害防止監督義務」が削除される前のものであるが、精神障害者の保護者または事実上の監督者は民法714条の監督者責任を負うか、とくに、その前提として、これらの者が同条所定の法定監督義務者ないし代理監督者にあたるかと解すべきかが、問題とされている。

まず、“保護者としての親”について監督者責任が問題とされたのは、(v)判決のみであるが、同判決は、①保護者は、精神保健福祉法上、強制入院たる医療保護入院の同意権を与えられ(同法33条)、診察の申請(同法23条)をすることによって措置入院を促すこともできるなど、精神障害者の自傷他害行為を防止するための実質的な手段を与えられていること、及び、②個別具体的な事案における結果の妥当性については、民法714条1項但書の免責事由の判断において、保護者と精神障害者の実際の関係や保護者が現実にとどの程度の監督が可能であったか等を考慮することができることを理由に、保護者は同条の法定監督義務者にあたる、とする(判時1674号110頁参照)。(ii)判決も、保護者に選任された者は法定監督義務者に該当することは明らかである旨判示するが、傍論としてであり、理由は述べていない。また、(iii)及び(iv)判決も、その判示内容からして、保護者が法定監督義務者に該当することを当然の前提としているかのようであるが、明示的ではない(このほか、精神分裂病の入院患者による殺人事件につき精神病院の監督者責任が問われた事案に関する、鹿兒島地判昭和63年8月12日判時1301号135頁も、傍論として、保護義務者である妻は法定監督義務者に該当する旨を判示するが、理由は述べてない)。

結局、(v)判決を除けば、理由づけは全くなされてないといってよい。もっとも、(v)判決についても、保護者に他害防止のための実質的手段が付

与されているという理由づけ(上記①)は、さほど説得的とは思われないし(なぜなら、医療保護入院や措置入院は、副次的には精神障害者による他害行為を防止する手段たりうるとしても、精神保健福祉法1条が定めるように、これらの措置はあくまでも精神障害者自身の医療・保護・社会復帰・自立等を本来の目的としてなされるものだからである)、また、結果の妥当性(保護者に過重な責任を負わすことの危険性等)については免責事由の判断に際して考慮するとの理由づけ(上記②)にいたっては、免責事由の立証責任自体が監督義務者に負われ、しかも、判例上一般に免責立証が容易に認められていないこととの関係で疑問があるだけでなく、そもそも「保護者イコール法定監督義務者」と解することの理由づけになっていないように思われる。

つぎに、“事実上の監督者としての親”の民法714条責任については、(i)～(iv)判決が直接これを扱っている。しかし、いずれの判決も、一般論として、事実上の監督者も714条責任を負う旨を述べるが、その理由づけは全くなされていないか、不十分である。すなわち、(i)判決は、精神障害者Aの父親Yは「Aを監督すべき法定の義務者と同一の地位にあった」と判示するものの、Aの入通院加療中Yが同人を扶養していた事実を挙げるのみで、なんら理由づけはしていない。(iii)判決も、両親Yらは「民法714条の法定の監督義務者又はこれに準ずべき者として」同条の責任を負うことがあるとする原審の判断をそのまま是認しているにすぎない。他方、(ii)及び(iv)判決は、事実上の監督者は714条2項の代理監督者として(同条1項の法定監督義務者と同一の)責任を負う旨を明言する。その理由として、(ii)判決は、保護者は当然に法定監督義務者に該当することを前提にした上で、「保護者(に選任された者)」と“事実上の監督者(にとどまっている者)”との公平を挙げ、また、(iv)判決は、事実上の監督者において、“精神障害者を入院させる等の適切な処置をとらず放置したという事情”あるいは“同人による他害行為の差し迫った危険をきわめて容易に認識しえたという事情”がある場合には、事実上の監督者の“代理監督者”性が肯定される、とする。しかし、前者については、714条責任の重さを考えれば、単なる公平論では説得力に欠けるし、後者については、“上記2つの事情”は監督義務の存在を前提にした上での予見可能性や義務違反を説くものであって、論理的な混乱があるとの批判がなされよう。

なお、上記の裁判例のうち、(iii)及び(iv)判決は、結論として、事実上

の監督者としての両親の714条責任を否定しているが、(i)及び(ii)判決は、事実上の監督者としての父親につき、また、(v)判決は、保護者としての父親につき、それぞれ714条責任を肯定している。(v)判決の場合は、保護者に「自傷他害防止監督義務」が課せられているという事情及び認定事実（以前から当該精神障害者による暴行事件等があったこと）からみて、やむをえない結論と思われる。これに対して、(i)及び(ii)判決が、義務違反の前提たる予見可能性について説示している部分—すなわち、(i)判決の、父親Yにおいて「Aが、社会的寛解の状態で退院し、……一旦発病した場合には、あるいは凶暴な行為に出るおそれがあるということは、……容易に予測することができ(た)」、(ii)判決の、「Yは、Aが激情しやすい性格で以前も粗暴な症状を示していたことから、再退院後に発病して凶暴な行為に出るおそれを容易に予測しえた」—は、いずれの事案においても当該事件発生に至るまでは精神障害者による傷害行為がなかったことからすれば、かなり厳格に過ぎ、つまるところ親は同居して世話をしている精神障害者が突発的に起こした事件の責任を免れることはないとは断じているのと大差ないと思われる。

ともあれ、精神障害者と同居し世話をしている親（それが、保護者としてであれ、事実上の監督者としてであれ）に対して714条責任を厳しく問うことが、精神保健福祉法の平成11年改正（「自傷他害防止監督義務」の削除）以降においてもなお維持されるべきかどうか、つぎの問題となろう（なお、以上で取り上げた裁判例については、辻伸行「精神障害者による殺傷事故および自殺と損害賠償責任（5）・完」判評448号（判時1561号）161頁以下（①論文）において詳細かつ精緻な分析がなされているほか、評釈として、(ii)について、山口純夫・判評293号（判時1076号）202頁、(iii)について、新関輝夫・判評297号（判時1088号）205頁、山口純夫・民商89巻5号721頁、山川陽一・ジュリスト810号88頁、(iv)について、飯塚和之・判タ656号136頁など、がある）。

Ⅲ 学 説

1 精神保健福祉法上の保護者の民法714条責任

精神保健福祉法の平成11年改正前において、同法の保護者が民法714条1項の法定監督義務者にあたるかについては、すでに見たように、従来の裁判例でこれを争点にした上で正面から肯定したのは、前記(V)判決のみである。他

方、学説（同じく同法平成11年改正前のもの）は、つぎの3つの見解に大別される。

(イ) **肯定説** 従来の通説は、保護者が法定監督義務者にあたることを当然のごとくに肯定するが、その理由について言及するものはほとんど見られない（加藤一郎編『注釈民法（19）』（有斐閣、1965年）261頁〔山本進一・筆〕、加藤一郎『不法行為（増補版）』（有斐閣、1974年）161頁、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（下巻）』（青林書院、1985年）678頁、平井宜雄『債権各論Ⅱ・不法行為』（弘文堂、1992年）219頁、幾代通・徳本伸一補訂『不法行為法』（有斐閣、1993年）192頁など）。

(ロ) **否定説** 保護者は法定監督義務者にあたらなとし、その論拠として、①保護者制度は、精神障害者についての医療・保護及び社会復帰を目的とするものであって、社会防衛的に精神障害者を監視するためのものではないこと、②保護者には医療保護入院の同意権は付与されているものの、他害行為を阻止するだけの権限が付与されていないこと、③保護者に免責がほとんど認められない714条責任を負わせると、同人による精神障害者の引き取りが拒否され、精神障害者の治療や社会復帰が困難になる事態を招じかねないこと、及び、④制限能力者の親権者や後見人等が法定監督義務者とされるのとは異なり、精神障害という概念自体が定型的・画一的に決まらないものであることから、保護者の地位（就任と退任）も形式的・画一的に定まるわけではなく、そうした保護者に対して法定監督義務者としての責任を負わせることは結果責任的な重い責任を課すことになること、などを挙げる（山口純夫・前掲「判批」判評293号205頁、吉本俊雄「保護義務者の精神障害者に対する監督責任」判タ599号9頁、飯塚和之「精神障害者の加害行為に対する監督義務者の責任に関する一考察」小林三衛先生退官記念論文集刊行委員会編『現代財産権論の課題』（敬文堂、1988年）163頁以下（①論文）、同・前掲「判批」判タ656号139頁、同「保護義務者の監督義務」法と精神医療4号29頁（②論文）、辻伸行・前掲「①論文」161頁以下、など）。

なお、これらの否定説のうち、飯塚教授は、保護者は法定監督義務者にはあたらなとしつつも、現実に監督可能な状態で精神障害者の保護にあたっている同居の近親者は（保護者であると否とを問わず）、危険防止のための作為義務を負い、右義務違反により709条に基づく責任を負う可能性があることを説

く（前掲「①論文」164頁及び「②論文」29頁）。これに対して、辻教授は、飯塚説によれば、同居の（とくに保護者でない）近親者がどのような根拠に基づき危険防止を内容とする監督義務（作為義務）を負うかが明らかでない（＝同居して世話をしているという事実だけを根拠にして作為義務を認めようとするのは無理がある）と批判し、「精神障害者に適切な治療と看護を受けさせることを通じて他害の防止に努めるべき義務を負う者」としての保護者のみが、他害防止監督義務を基礎にした作為義務違反に基づく責任を709条の適用を通じて負わされることがあると解すべき、とする（前掲「①論文」170-171頁）。

（ハ）**監督義務限定説** 保護者が法定監督義務者にあたることを認めつつも、その監督義務の内容は、精神障害者に適切な治療を受けさせる義務に限定されると解するものである（町野朔「保護義務者の権利と義務-同意入院と監護義務をめぐって-」法と精神医療3号30頁以下、石川稔「精神衛生法改正と保護義務者制度の問題点」法学セミナー増刊・これからの精神医療240頁、山田知司「精神障害者の第三者に対する殺傷行為と不法行為責任」山口和男編『裁判実務大系16巻不法行為訴訟（2）』（青林書院、1987年）280頁以下（①論文）、同「精神障害者の第三者に対する殺傷行為-責任能力-」山口和男編『現代民事裁判の課題⑦損害賠償』（新日本法規、1989年）484頁以下（②論文）、など）。すなわち、この説は、保護者は精神障害者に適切な治療を受けさせるという限定的な義務を負うが、（自傷他害防止監督義務が明文で規定されている以上）その範囲内で他害防止監督義務をも負い、そうした限定的な範囲の監督義務すら怠ったために他害行為が発生した場合には保護者の責任が認められる—結果的に保護者に重い責任を課すことの妥当性は、714条1項但書の免責事由を広く認めることにより調整しうる—、とするものようである（町野・前掲31頁、山田・前掲「②論文」483-484頁）。もっとも、この説に対しては、他害行為防止監督義務を一般的包括的監督義務を前提とする714条に取り込んだ上で同条を適用することの問題点が指摘されている（辻・前掲「①論文」170頁）。

以上の学説は、冒頭でも述べたように、精神保健福祉法の平成11年改正前における見解—すなわち、保護者に自傷他害防止監督義務が負わされていることを前提に置いた見解—であり、改正後の今日においては、少なくともそのままの形で維持されることにはならないであろう。このことは、肯定説及び監督義務限定説（とりわけ前者）についていいうことであり、逆に、否定説にとっ

ては、他害行為防止監督義務の削除は、その主張を強化する論拠の一つに加えられよう。

2 事実上の監督者の民法714条責任

他方、精神保健福祉法上の保護者として選任されていなくても、精神障害者の事実上の監督者と認められる近親者は、民法714条に基づく責任を負うことがあると解すべきであろうか。従来の学説は、つぎの3つに整理できよう。

(イ) **714条適用説** 714条1項または2項に基づく責任が認められるとする見解である(山田・前掲「①論文」282頁以下, 同・前掲「②論文」491頁以下, 新関・前掲「判批」46頁(以上は, 714条1項または2項のいずれが適用されるかは明らかにしていない), 山川・前掲「判批」90頁(714条2項の適用), 平井・前掲書219頁(714条1項の適用), など)。その論拠として、保護者の選任手続を怠っている近親者を免責するのは、被害者救済との関係からも公平を失うこと、同居し、かつ生活状況等からして現実に監督可能な状態で精神障害者を保護している近親者には、精神障害者の言動から同人による他害行為の危険を予見しうる限り、危険防止の作為義務が生じると解すべきこと(新関, 山川), あるいは、事実上の監督者であって社会通念上の監督義務を負う者は、監督義務者としての責任を負うべきであり、「社会通念上の監督義務の発生原因は、監督者が家族共同体の統率者であり、精神障害者が家族共同体の一員であることに求められる」こと(山田), などが挙げられている。

(ロ) **709条適用説** 714条の適用を否定し、709条の適用によるべきだとする見解である(飯塚・前掲「①論文」164頁, 同・前掲「判批」139頁, 同・前掲「②論文」29頁)。すなわち、事実上監督可能な状態で精神障害者の保護にあたっている近親者は、精神障害者の言動から他害行為の危険を予見しうる限り、危険防止のための作為義務を負うが、右義務違反による責任については709条の適用によるべきだとする。

(ハ) **不法行為責任否定説** 714条責任も709条責任も負わないとする見解である(辻・前掲「①論文」172頁。このほか、四宮・前掲書679頁は、精神障害者の近親者も一種の被害者であることを考えれば、その責任を肯定することには慎重でなければならない、とする)。すなわち、保護者に選任されるかもしれない近親者といえども、選任手続をしなければならない義務はないこと、事実上の監督者は形式的・画一的に決まるものではないから、近親者に714条

を適用することは、“不意打ち”ともいいうる結果責任の重い責任を負わせることになること、及び、他害の危険についての予見可能性はむしろ過失の有無にかかわる問題であり、右予見可能性を根拠に監督義務（作為義務）を認めることは論理的な無理があること—したがって、709条責任を負わせることも困難なこと—など、を論拠として挙げる。

上記学説のうち、(イ)及び(ロ)説の論拠に問題があることは、(ハ)説の指摘するとおりであろう。これに対し、(ハ)説は、保護者でない近親者は、原則として、事実上の監督者として714条責任や709条責任を負うことはない—つまり、同居し扶養義務を負う近親者は、精神障害者による他害行為を予見しえたということだけで責任を負わされるべきではない（ただし、そうはいつでも、近親者が例外的に709条責任を負うべき場合のあることについては、辻・前掲「①論文」174頁・注(103)参照)—とし、つまるところ、被害者救済の問題は、犯罪被害者等給付金支給法などの立法的解決によって図られるべきことを提唱するものである。保護者でない近親者に不法行為責任を負わせようとする見解の中に、精神障害者の問題は家族の中で処理すべき事柄であるとの家族観が無意識的にであれ前提になっているとすればなおさら、そうでないにしても、法的義務のない近親者に作為義務を課して不法行為責任を負わせることを、被害者救済の名の下に正当化することはできないとの論者の主張は、正当な指摘であり、傾聴に値しよう。

3 精神保健福祉法平成11年改正後の保護者の責任

では、精神保健福祉法の平成11年改正に際して保護者の自傷他害防止監督義務が削除（廃止）されたことにより、以後、保護者の損害賠償責任及びその前提としての監督義務の内容はどのように解されるべきであろうか。

この点に関し、自傷他害防止監督義務が削除された背景ないし論拠として、(イ)保護者の高齢化が進み、保護者に過度の義務を負担させることが実情に合わなくなってきたこと、及び、(ロ)自傷他害防止監督義務は実質上治療を受けさせるべき義務と同一であること、が挙げられている（同法改正の経緯ないし手順については、杉中淳「精神障害者の人権に配慮した精神科医療、緊急時の移送制度、地域に密着した在宅福祉の確立」時の法令1603号8頁以下、及び、辻伸行「自傷他害防止監督義務の廃止と保護者の損害賠償責任」町野朔ほか編『触法精神障害者の処遇』（信山社、2005年）62頁以下（②論文）、参照）。

しかし、上記(ロ)の論拠については、“義務の実質的同一性”の意味するところが、若干ならず不明瞭である。改正前の同法22条1項は、「保護者は、精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督し、かつ、精神障害者の財産場の利益を保護しなければならない。」と定めていたが(下線は引用者による)、治療を受けさせるべき義務が、保健医療の観点からする義務(しかも精神障害者に対する義務)であるのに対し、自傷他害防止監督義務は、社会防衛的観点からする義務である(少なくとも精神障害者に向けられた義務ではない)との前提に立つ限り、両者を実質的に同一な義務ととらえることには無理であろう。

したがって、自傷他害防止監督義務が削除された以上、精神障害者が起こした他害行為について保護者に不法行為責任を負わせることは、かなり困難になったといえよう。すなわち、辻教授も説かれるように(前掲「②論文」71頁以下)、保護者に714条1項に基づく責任を負わせるためには、保護者が法定監督義務者としての地位にあることが要件とされるが、治療を受けさせるべき義務を上記のような意味にとらえる限り、保護者が右義務を負っていることを理由に、同人を法定監督義務者にあたるとみることには無理があるからである。他方、保護者に709条に基づく責任を負わせるためには、精神障害者に適切な治療を受けさせるべき義務を怠ったという不作為が問題となることから、その前提として保護者に作為義務があり、その作為義務に違反したことが必要とされよう。しかし、この場合においても、治療を受けさせるべき義務それ自体から直ちに(他害行為防止のための)作為義務が導かれるわけではないと考えられよう。したがって、ごく限られたケース、たとえば、精神障害者による他害の具体的な危険が差し迫っていて、かつ最も身近にいる保護者もそのことを認識していながら、なんらの方策(医師や保健所への相談、または警察への連絡等)をとることなく漫然と放置していたというような場合においてのみ、保護者の責任が認められるにすぎないことになろう。

IV 本判決の検討

本判決は、冒頭でも述べたように、精神保健福祉法の平成11年改正により保護者の一般的義務から自傷他害防止監督義務が削除された後、親(しかし同法にいう保護者ではない父親)の監督者責任が問われた最初の裁判例である点で

注目されるが、結論として父親の民法714条責任を認めている。しかし、その論理構成については大きな疑問を抱かざるをえない。

1 本判決の論理

本判決は、原審判決の多くを引用する形をとりながらではあるが、つぎのような論理を展開している。(1)は、保護者でない親は法定監督義務者等に準じる地位にあること、及び、法定監督義務者等に準じる者が714条責任を負うための要件について、(2)は、Yが法定監督義務者等に準じる者として右の要件を充足していることについて、そして、(3)は、監督義務懈怠及び(他害行為の)予見可能性はなかったとのYの主張に対して、それぞれ判示するものである。

(1) 保護者でない親は、直ちに714条の法定監督義務者または代理監督者にあたるとはいえないが、精神障害者の親として同人の面倒をみていたこと等をもって、「社会通念上又は条理上、上記監督義務者又は代理監督者に準じる地位にあるとみて同条の責任を負うべきかどうか」が問題になる。714条の監督義務の根拠は、「家族を統率する立場にある監督者が、家族の構成員である精神障害者等の弱者を保護監督し、その行為に責任を持つことに求められるが、他方で、今日の家族関係の下での統率者の権限は、かつての家長制度の下で法定されていた権限とは異なり、限定された事実上のものに過ぎない上、平成11年の精神保健福祉法の改正により、同法の『保護者』の義務が過重なものになるのを避けるべく、その一般的義務から自傷他害防止義務が削除された趣旨なども考慮すれば」、上記監督義務者または代理監督者に準じて法的責任を問うためには、①監督者とされる者が精神障害者との関係で家族の統率者たるべき立場及び統柄であること、②監督者とされる者が現実に行使し得る権威と勢力を持っていること、及び、③精神障害者の病状が他人に害を与える危険性があるものであるため、保護監督すべき必要性があり、かつその必要性を認識し得たこと、が必要である。

(2) 本件でのYらは、「Aの統率者たる地位にあり(上記①)、Aの保護監督について、現実に行使し得る権威と勢力を持っていた(上記②)ということができ」、また、714条責任が認められるためには、監督者には具体的な加害行為それ自体についての過失を必要とせず、「したがって、上記③における『他人に害を与える危険性』についても、具体的な他害行為についてまでの予見可

能性を必要とするものではなく、何らかの他害行為に及ぶことについての予見可能性があれば足りる」ところ、Yらには右の予見可能性のあったことが認められる。

(3) Yらには、本件事件発生までの4日間、Aの精神科受診や監視が後回しになった事情はあったにせよ、Yらとしては、直ちにAを精神科に受診させて医師の指示に従うか、少なくともAから目を離さず、その行動を継続的に監視することが必要であったというべきところ、Yらは、Aに精神科を受診させるのを怠り、かつAを自宅にひとりにしたというのであるから、上記監督義務を尽くしたとはいえない。また、Aを自宅に連れ帰った後も、「Aは突発的な異常行動に出る危険性が継続する状態にあった」から、Aが他害行為に及ぶことにつきYに予見可能性がなかったとはいえないし、警察がAについて県知事に通報していなかったことをもって、Yらの責任が否定されると解する余地もない。

2 批判的検討

本判決に対する疑問は、以下の3点について挙げられる。

(1) 「近親者＝法定監督義務者等に準じる地位」という設定 本判決は、精神障害者と同居し同人の面倒をみている近親者（家族等）が法定監督義務者等に準じる地位にあるかどうかを、いきなり問題にしている。本件でのYが精神保健福祉法上の保護者として選任されていないことから、保護者が法定監督義務者等にあたるかどうか、または、本件のYが保護者に準じる者にあたるかどうかを問題にする必要がなかったともいえる。しかし、法定監督義務者や代理監督者はそれ自体具体的地位を示すものではないから、まず法定監督義務者等に該当する具体的地位にある者とは、（親権者や後見人等のほかに）いかなる者なのかを前提にした上で、当該近親者をそれらの具体的地位に準じて扱ってよいかを問題にすべきであった（辻伸行「本件判批」私法判例リマックス97〈2008（下）〉57頁）、と思われる。また、本件と同様のケースを扱った従来の裁判例においても、保護者が法定監督義務者等にあたるかどうかを明示または黙示的に前提にしつつ、近親者の714条責任の成否を問題にしているものが散見されること（本稿Ⅱ参照）、及び、保護者の自傷他害防止監督義務が削除された今日においてもなお、従来どおり保護者を法定監督義務者とみるべきかが検討されるべきことからしても、本判決の上記の設定の仕方には違

和感を禁じえない。さらに言うならば、本判決は、近親者が法定監督義務者等に準じて714条責任を負うための要件こそ挙げている（この点は、従来の裁判例よりも明示的ではある）ものの、それに先立つところの、『『保護者』の義務が過重なものになるのを避けるべく、……自傷他害防止義務が削除された趣旨なども考慮すれば……』という言葉とは裏腹に、保護者でも法定監督義務者でもない近親者に対して重い責任を課す論理構成をしていることに、大きな疑問を感じざるをえない。

（2）近親者が714条責任を負うための要件　本判決は、近親者が法定監督義務者に準じて責任を負うための要件として、3点（上記①～③）を挙げている。要件①は、当該監督者が「家族の統率者たるべき地位及び統柄」にあることを求めるものだが、「統率者」の意味するところが不明瞭である。世帯主または代表者と同義、あるいは、それ以上の（限定的な）意味を含むのであろうか。もしも前者の意味であるとするならば、精神障害者と同じ面倒をみたり扶養している親のほとんどすべては一たとえば、老齢または病身の親に代わって長兄が精神障害者の面倒をみている場合などを除けば—法定監督義務者に準じる地位にあるといえるから、要件としての意味はないに等しいといってよからう。

つぎに、要件②は、「（精神障害者に対して）現実に行使し得る権威と勢力を持っていること」を求めるものだが、そこでいう「権威と勢力」とは、精神障害者の行動を制御しうるに足りる“威厳及び実力”という意味であろうか。ともあれ、当該精神障害者の性格や症状の内容・程度にもよろうが、現実問題として、親（とくに老親）が精神障害者（とくに成人して親以上の体格・体力を備えた者）を制御しうるだけの「権威と勢力」を備えていると認めうる否かは、容易には判断しかねるように思われる。この要件が、監督者責任の成立を消極に解するためのチェック機能として働くならばともかくも（本稿Ⅱ・1の(iii)判決参照）、逆に、親たるものは「権威と勢力」を当然に備えているものであるとの前提で、右要件の充足が容易に認められてしまう可能性がありやしないかとの危惧を払拭できない。

最後に、要件③については、第一に、上記の要件①及び要件②との関係が必ずしも明確ではないように思われることである。すなわち、(イ) 要件①及び要件②が、近親者を法定監督義務者等に準じる者と解するための判断基準であ

るのに対し、要件③は、それを前提にした上で、責任充足要件としての「他害行為の予見可能性」を要求するものなのか、それとも、(ロ) いずれの要件も、法定監督義務者性の判断基準なのか、あるいはまた、(ハ) いずれの要件も責任充足要件として併存的に挙げられているのか、である。正確には、(イ)の趣旨に解すべきように思われるが、判示部分の文脈からする限り、(ロ)の趣旨であると読み取れないこともない。もしも、(ロ)の趣旨だとするならば、「本判決のように、民法714条の監督義務の懈怠を過失の範疇に含めるとするならば、この予見可能性は監督義務の懈怠の判断において問題とすべき事柄であって、定型的に決められるべき法定監督義務者性の判断基準にすべきではあるまい」(辻・前掲「判批」58頁、同「精神障害者の他害行為と近親者の損害賠償責任—福岡高裁平成18年10月19日判決の検討を中心にして—」中谷陽二編集代表『精神科医療と法』(弘文堂、2008年)250頁)、といえよう。第二に、「他害行為の予見可能性」について、「何らかの他害行為に及ぶことについての予見可能性であれば足りる」と解している点、である。一般に、法定監督義務者が負う監督義務は、被監督者の生活関係全般にわたる“一般的包括的な義務”と解されていることから、本判決も、「他害行為全般を防止するための被監督者への監督義務」を前提に置きつつ、具体的な他害行為についての予見可能性までは必要としない旨を述べたのであろう。しかし、本判決のいうように、「何らかの他害行為」ないし「他害行為全般」に対する予見可能性で足りるとするならば、精神障害者が他害行為を行ったときは、親は、同人を事実上保護監督していたという事実だけで、714条責任を免れないことになって酷であるだけでなく、保護者の他害防止監督義務を削除した精神保健福祉法の改正の趣旨を没却させることにもなる(辻・前掲「判批」59頁も、その旨を指摘する)。

(3) 本件における具体的判断の妥当性 本判決に対しては、以上で述べた論理構成の面で疑問ないし難点があるだけでなく、本件事案についての具体的判断に関しても、疑問を抱かざるをえない。すなわち、本判決は、①Aには本件事件に至るまで暴力等の問題行動がみられず、精神科等への入院歴もなかったこと、②警察も、Aの様子から差し迫った自傷他害のおそれがなく、暴れることなく素直に対応していたことから、県知事への通報をしなかったこと、③YらがAを自宅に連れ帰った3月3日から同月6日までは、Aに自傷他害の危険を伺わせる兆候がなかったこと、及び、④Yらが、交通事故で危篤状態と

なった親戚の見舞い及びその後の通夜や葬儀への参列等で忙殺されていたことを認定しながら、「Yらは、Aに精神科を受診させるのを怠り、……Aを自宅にひとりにした」から、監督義務を尽くしたとはいえない、と断じているのである。しかし、一方で、Aに差し迫った他害行為の危険はなかったと認定しておきながら、何らかの他害行為の危険があるという漠然とした理由から、他害行為防止のために直ちに精神科を受診させなかったことをもって、責任を負わせるというのは、行き過ぎではなからうか。また、「Aから目を離さず、その行動を継続的に監視することが必要であった」のに、「Aを自宅にひとりにした」ことをもって、監督義務を尽くさなかったと判示している点も、上記の認定事実と裏腹だけでなく、Yらに対し過大な義務を課すものといえよう。さらに、Aによる他害行為の危険についてYらに予見可能性があったとする理由として、Aを自宅に連れ帰った後も、「Aは突発的な異常行動に出る危険性が継続する状態にあった」ことを挙げている点も、かなりの無理があるといわざるをえない。

以上、本判決が示した上記3つの要件は適切なものとはいえず、また、本件事案について示した具体的判断についても問題があるように思われる。本件事案のようなケースについても親の714条責任を認めることは、親に苛酷な責任を押しつける結果となるだけでなく、精神障害者をめぐる問題の本質ないしその法的解決のあるべき方向を見誤らせることになりかねないようにも思われる。